随意契約締結状況

| 通し 番号 | 発注内容 | 契約職の氏名および所在地 | 契約締結日 | 契約業者名および所在地 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 備考 |
|-------|--|--|---------|---|------------|--|----|
| 1 | 税理士顧問契約 | 中央労働災害防止協会 理事長 竹越 徹 東京都港区芝5-35-2 | R7.4.1 | 中村コンサルティングオフィス 東京都港区新橋5-7-12 | 3,080,000 | 当該契約の目的・性質から競争を許さな いことにより、経理規程第32条第1項第1 号に該当するため | |
| 2 | 工作物石綿事前調査者テキスト(1-1)の印刷 業務に関する契約 | 中央労働災害防止協会 理事長 竹越 徹 東京都港区芝5-35-2 | R7.4.1 | 新日本印刷株式会社 東京都新宿区山吹町342 | 1,431,210 | 競争に付すことが不利であることにより、 経理規程第32条第1項第3号に該当する ため | |
| 3 | 中災防Webサイトの運用、支援に関する契約 | 中央労働災害防止協会 理事長 竹越 徹 東京都港区芝5-35-2 | R7.4.1 | 株式会社アドービジネスコンサルタント 東京都中央区日本橋浜町2-31-1 | 12,012,000 | 当該契約の目的・性質から競争を許さな いことにより、経理規程第32条第1項第1 号に該当するため | |
| 4 | 業務システムの開発・改修・運用支援業務に 関する契約 | 中央労働災害防止協会 理事長 竹越 徹 東京都港区芝5-35-2 | R7.4.1 | 株式会社アドービジネスコンサルタント 東京都中央区日本橋浜町2-31-1 | 34,848,000 | 当該契約の目的・性質から競争を許さな いことにより、経理規程第32条第1項第1 号に該当するため | |
| 5 | 情報システムの運用管理・サポートに関する 契約 | 中央労働災害防止協会 理事長 竹越 徹 東京都港区芝5-35-2 | R7.4.1 | 株式会社アドービジネスコンサルタント 東京都中央区日本橋浜町2-31-1 | 27,192,000 | 当該契約の目的・性質から競争を許さな いことにより、経理規程第32条第1項第1 号に該当するため | |
| 6 | 令和9年度全国大会(新潟)施設利用料 | 中央労働災害防止協会 理事長 竹越 徹 東京都港区芝5-35-2 | R7.4.1 | 公益財団法人 新潟市芸術文化振興財団 団 新潟県新潟市中央区西堀前通6-894-1 | 1,011,798 | 当該契約の目的・性質から競争を許さないことにより、経理規程第32条第1項第1号に該当するため | |
| 7 | 保護具着用管理責任者教育テキストの販売 に関する契約 | 中央労働災害防止協会 理事長 竹越 徹 東京都港区芝5-35-2 | R7.4.4 | 公益社団法人 日本保安用品協会 東京都文京区湯島2-31-15 和光湯島ビル5階 | 3,850,000 | 当該契約の目的・性質から競争を許さな いことにより、経理規程第32条第1項第1 号に該当するため | |
| 8 | 職長の安全衛生テキスト(5-8)の印刷業務に 関する契約 | 中央労働災害防止協会 理事長 竹越 徹 東京都港区芝5-35-2 | R7.4.11 | 新日本印刷株式会社 東京都新宿区山吹町342 | 2,046,000 | 競争に付すことが不利であることにより、 経理規程第32条第1項第3号に該当する ため | |
| 9 | テールゲートリフター作業者必携 -テール ゲートリフター特別教育用テキスト-の販売に 関する契約 | 中央労働災害防止協会 理事長 竹越 徹 東京都港区芝5-35-2 | R7.4.22 | 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 東京都港区芝5-35-2 | 1,584,000 | 当該契約の目的・性質から競争を許さないことにより、経理規程第32条第1項第1 号に該当するため | |
| 10 | サーバーOS更改に伴う関連システムの動作 検証に関する契約 | 中央労働災害防止協会 理事長 竹越 徹 東京都港区芝5-35-2 | R7.4.24 | 株式会社アドービジネスコンサルタント 東京都中央区日本橋浜町2-31-1 | 2,381,500 | 当該契約の目的・性質から競争を許さないことにより、経理規程第32条第1項第1号に該当するため | |